



城陽市水道事業ビジョンを見直しました

最重点施策

市では、将来においても安全で安心な水道水を継続して供給するため、水道事業に関する重点課題を整理し、「安全」「強靱」「持続」を基本目標とした施策を取りまとめた城陽市水道事業ビジョン(以下「ビジョン」といふ)を平成30年度に策定しました。ビジョンの計画期間が平成30年度〜令和9年度であることから、その折り返し時点である令和5年度に前期の進捗状況の評価を行うとともに、策定後における事業環境の変化に対応するため、今回、見直しを行うものです。ビジョンの見直しにおける最重点施策と主な重点施策についてご紹介します。

① 基幹管路の耐震性の確保

近年、各地で発生している地震災害では、水道管などの破損で長時間の断水となり市民生活に大きな影響が出ています。このため、巨大地震が発生したときを想定し、地震による管路被害をできるだけ軽減するため、水道管の耐震化を進めていく必要があります。具体的には、重要な管路である導水管や送水管、また口径300ミリ以上の配水管を基幹管路と位置づけ、そのうち特に浄水場と主要配水池間の全ての基幹管路約23キロメートルについて、これまでに引き続き耐震化を進めていきます。



耐震管にすると地震に強くなります



耐震管でないと起こり得ること

大阪府北部地震では水道管が損壊し、地上に水が流出しました

出典：大阪広域水道企業団



第3浄水場基幹管路耐震化事業により耐震管を布設しています



耐震管の伸縮性！

吊り上げても継手部が抜けない耐震管に更新していきます

出典：(一社)日本ダクタイル鉄管協会



耐震管の有効性！

道路が崩壊しても、耐震管を埋設していたため、水道管自体は機能を喪失しませんでした

主な重点施策

② 第3浄水場の浸水対策

第3浄水場は、木津川が氾濫した場合の浸水想定区域に位置しています。このため、木津川が氾濫した場合、施設が浸水することが想定されます。

④ 中区配水池の更新

中区配水池は築造から50年が経過し、耐用年数が迫っていることから、更新が必要となつてきています。

③ 青谷配水池の設置

第3浄水場の送配水に關わる施設に防水扉を設置するなどの、浸水対策を行います。浸水により市の自己水の浄水場機能は停止しますが、浸水対策を行うことにより、府営水道の送配水機能は確保できます。

⑤ 府営水道第2分水の設置

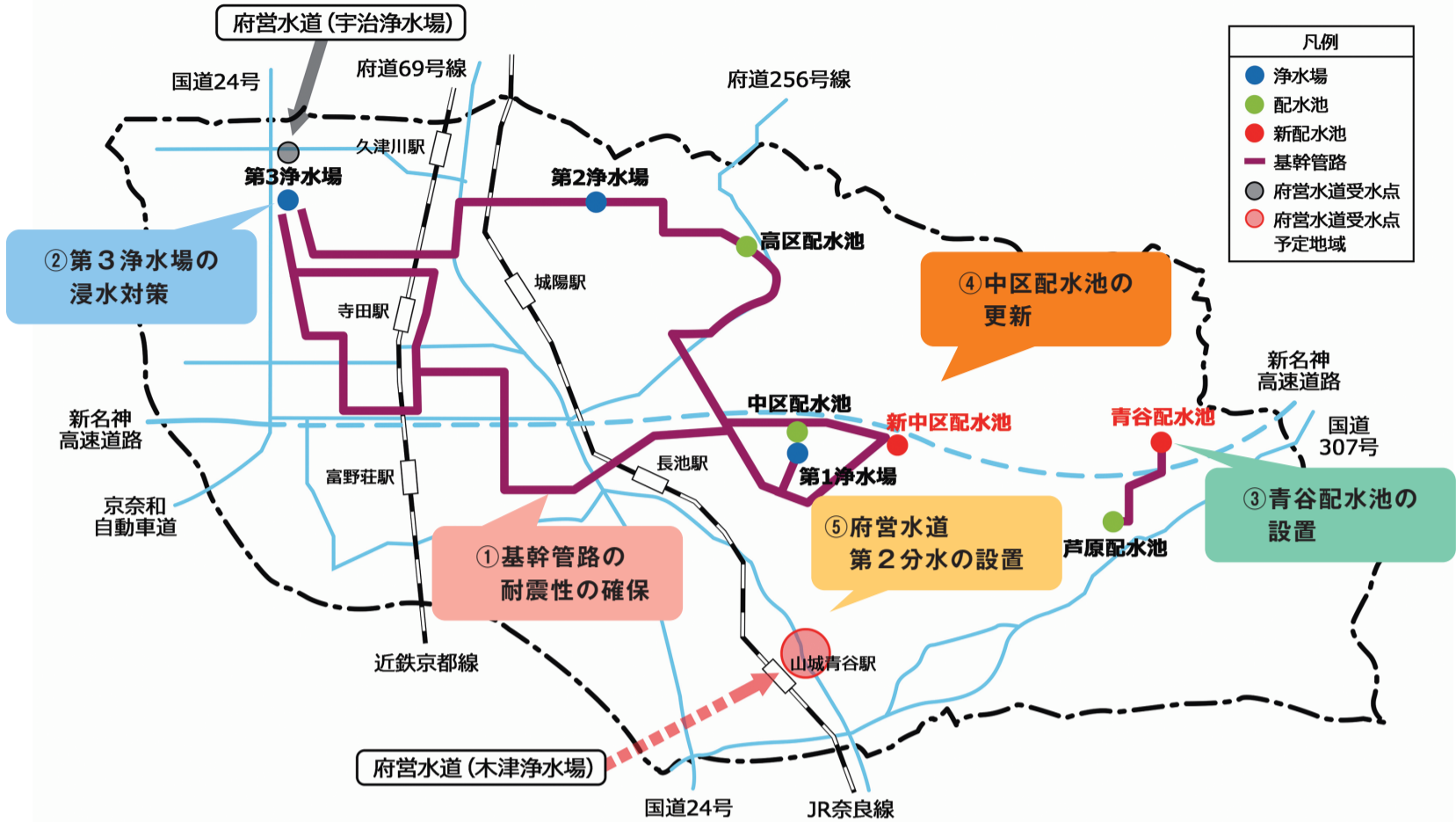
これまで、適地の確保が難しい状況でしたが、東部丘陵地の開発により、適地が確保できたことから、東部丘陵線の整備にあわせて更新します。

東部丘陵地青谷先行整備地区では、基幹物流施設を中心とした次世代型物流拠点の整備が進められています。この地域は、現在水道施設が整備されていないため、開発地の給水に必要な配水池などの施設は市が整備を行います。なお、開発地内の配水管は開発事業者が整備を行います。

市の水道水は、深井戸からの自己水と府営水道を水源としています。現在、府営水道から受水する場所以は1カ所しかなく、災害や事故などにより浄水場施設が停止した場合には、一定の送配水機能を維持できるよう、2カ所目の受水場所の設置に取り組んでいます。



最重点施策と主な重点施策の位置図



浄水場の浸水を防ぐ

第3浄水場は、木津川が氾濫した場合、約3メートル浸水すると想定されます。このため、浸水対策として防水扉などを設置します。



第3浄水場浸水イメージ



M県 浄水場浸水前



M県 浄水場浸水後

【令和4年9月 台風14号による浄水場浸水災害】 出典：M県

水道事業を今後もち
 続していくためには、
 老朽化した施設の更新
 や災害への備えを、着実
 に実施していく必要が
 あります。そのため、
 は健全な経営を維持し
 ていかなければなりま
 せんが、事業を取り巻
 く環境の変化で、市の
 水道事業は非常に厳
 しい局面を迎えていま
 す。

水道事業は、平成31
 年4月の料金改定によ
 り、水道料金の収入が
 増加し、純利益も増加
 しました。

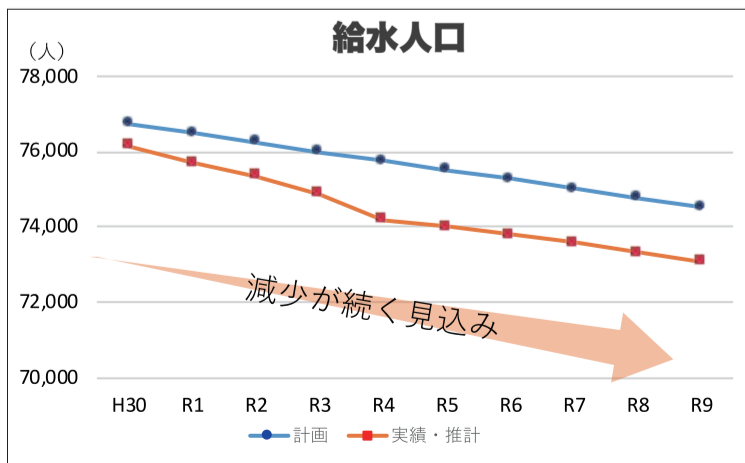
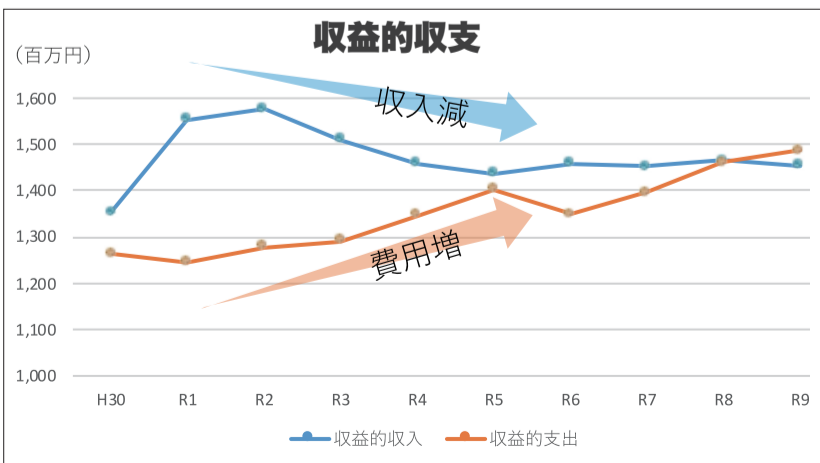
しかし、想定を上回
 る人口の減少や節水意
 識の高まりにより、料
 金収入が減少する一方
 で、急激な物価高騰の
 影響で燃料費などの経
 費が増加しています。

また、工事費の増加
 に伴い資産の取得費が
 増加することにより、
 減価償却費なども増え
 る見込みであることが
 ら、試算では令和9年
 度には赤字に転落する
 見込みです。

水道事業の主な財源
 である水道料金収入の
 減少傾向は、今後も続
 くと見込まれ、財源の
 確保がさらに厳しくな
 ります。

将来にわたって水道
 事業を持続させるため
 にも料金の見直しが必要
 となります。

厳しくなる水道のお財布事情



メーターボックスの上や周辺に物を置かないなど、検針にご協力をお願いします



審議会から答申を受けました

水道料金の改定について

財政計画に基づく料金算定に係る収益と費用の見積内容、およびその結果算出された令和6年度下半期からの水道料金平均改定率約23%は妥当と判断する。

官民連携について

水道事業の持続にあたっては、技術系職員の確保が必要となるが、市独自の人材の確保に懸念が残る。このため、包括的民間委託をはじめとする官民連携を検討するなど、早期に抜本的な対策を検討すること。

経費の削減努力について

原価を低減させるための取り組みを今後も進めること。また、費用対効果を考慮しながら新技術の導入を進めること。

水道事業の広域化について

城陽市を含め、京都府全域で水需要の減少や施設・管路の老朽化などに伴い急速に水道事業の経営の厳しさが増す中、水道事業の継続的な運営の確保を図る必要がある。このため、京都府は水道の広域化の推進方針や具体的な取組内容を記述した京都水道グランドデザインを改定した。城陽市においても施設の共同化や事務の広域的処理などについて検討を進めること。

企業債発行方針の例外措置について

これまでは、企業債の発行方針を建設事業費の3分の1に抑制し、企業債残高の減少を図ってきたが、水需要の減少や各種費用の増加などにより、非常に資金の確保が難しい状況が見込まれることから、当面の間は、企業債の発行方針を例外的に建設事業費の2分の1に引き上げることは妥当であると判断する。

広報の充実について

ビジョンの中間見直し、および財政計画の丁寧な広報に努めること。

「新たな給水需要に対応するための施設整備に取り組み、重点施策に追加するとともに、既存の重点施策について見直すことは、必要不可欠なものである。」とされました。また、経営に際しても、次の提言をいただきました。

水道事業ビジョンの中間見直し Q & A

Q. 水道料金の改定は必要なの？

A. 水道料金の改定は、能率的な経営における適正な原価を基に算定したものであり、水需要の減少や資機材費、労務費および燃料費などの高騰に伴う各種費用が増加する状況において、市の水道事業を将来にわたって経営するために必要不可欠なものですので、ご理解をお願いします

Q. 東部丘陵地の開発に伴う青谷配水池（送水管なども含む）の設置は、水道料金の改定に関係しているの？

A. 東部丘陵地青谷先行整備地区に給水するための施設については、水道事業で整備を行い、これに要する費用は、水道事業会計で借入れますが、その返済については、一般会計が負担する枠組みとしていることから、水道料金には転嫁していません

Q. 中区配水池は、東部丘陵地の開発のために更新するの？

A. 中区配水池の更新は、施設の老朽化によるものであり、東部丘陵地の開発のためではありません

Q. 府営水道の2つ目の受水点が必要ななの？

A. 現在、受水している府営水道は宇治浄水場からのものであり、協議を進めている2つ目の受水点は木津浄水場からのものです。同じ府営水道でも別系統の浄水場から水を確保することになるため、危機管理面が充実し、安定した給水に資すると考えています

Q. 京都府の水道事業の広域化に関する計画に伴って、城陽でも今までの井戸水をやめて、府営水道に一本化するという話を聞きました。本当ですか？

A. 京都府営水道ビジョン（第2次）において、広域化・広域連携の推進について記述されていますが、その案は、水源や費用負担について、関係団体の調整がされたものではなく、あくまで府が策定した広域化・広域連携を検討していくためのたたき台であり、水源については、今後議論していくこととなります

Q. 地下水を利用した水道を守ってほしい

A. 地下水の継続利用には井戸を含む浄水場などの施設の維持管理や更新などに多大なコストがかかりますが、将来的には給水需要の減少から施設の稼働率が低下していくことが見込まれます。そのような中で、施設の更新を行うことは水道料金の値上がりにつながりますので、水源についても、十分に検討していく必要があります

Q. 水道事業を民営化するつもりなの？

A. 水道施設の維持に必要な技術者が全国的に減少しており、技術者の採用に非常に苦慮しています。このため民間事業者による創意工夫や経験などを活用して業務の効率化を図ることや、個別の事業者へ委託している業務をまとめて委託することは検討していますが、水道事業の運営の民営化までは考えていません



▼「使用水量のお知らせ」見本

使用水量のお知らせ
[適格請求書(インボイス)]

令和**年度**期分(****月分) (**月**日~**月**日使用) ②

水道・下水道番号 123456-78
メーター番号 1234567 口径 ** mm
城陽市平川広田67番地

城陽 太郎 ⑥ 様

今回の指示数①	*,***	m
前回の指示数②	*,***	m
旧メーターの使用水量③	***	m
今回の使用水量①-②+③	***	m

(参考) 前回使用水量 *** m 前年同期使用水量 *** m

水道料金	***,***	円
(うち消費税相当額)	10% ④	***,***
下水道使用料	***,***	円
(うち消費税相当額)	10% ④	***,***
合計金額	***,***	円

口座振替日 令和**年**月**日

検針日 令和**年**月**日 検針員 検針 花子

水道料金等口座振替のお知らせ

令和**年度**期分	使用水量	***	m
水道料金		***,***	円
下水道使用料		***,***	円
合計金額		***,***	円

振替日 令和**年**月**日

水道事業者登録番号: T2800020002513
下水道事業者登録番号: T3800020002512
① 城陽市上下水道部

仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書が必要となりますので、使用者自身で保管をお願いします。裏面もご覧ください。

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として「請求書等保存方式(インボイス制度)」が開始されています。水道料金・下水道使用料に関する適格請求書(インボイス)は、水道メーターの検針時に投函している「使用水量のお知らせ」がそれに該当します。仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書(インボイス)が必要となりますので、使用者ご自身で保管していただきます。郵便受けなどのない箇所につきましては、「使用水量のお知らせ」を投函できる箱などの設置をお願いします。詳しくはホームページをご覧ください。

消費税の課税事業者のみなさんへ
インボイス制度が始まっています

適格請求書に記載が必要な事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税込み)および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

適格請求書(インボイス)発行事業者としての登録番号

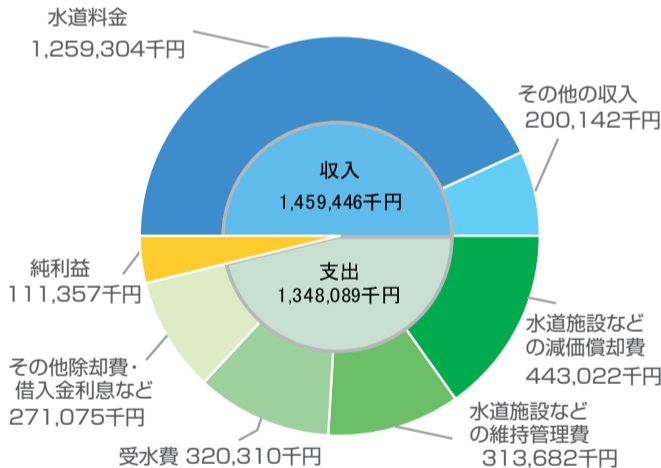
城陽市上下水道部(水道事業) T2800020002513
城陽市上下水道部(下水道事業) T3800020002512

令和4年度 決算状況

水道事業会計

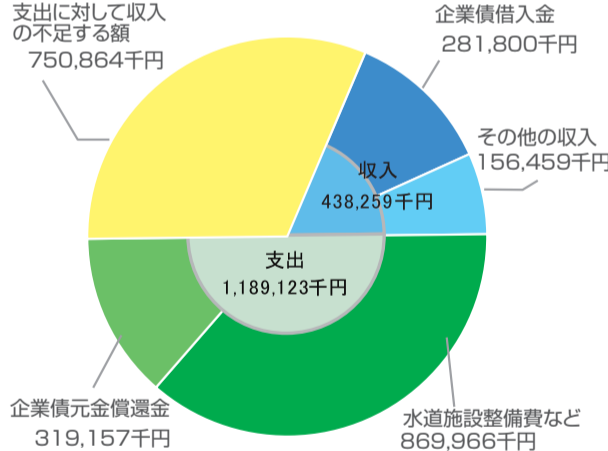
収益的収支

水道事業の運営に要した経費と財源(税抜)



資本的収支

水道施設の整備に要した経費と財源(税込)



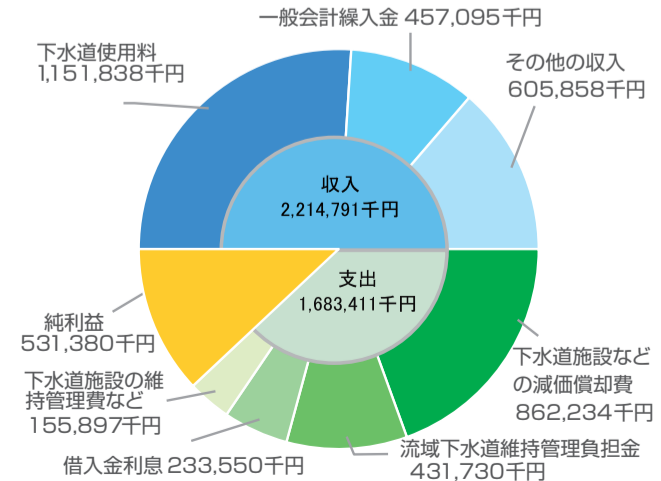
前年度に比べて、水道料金収入が減少したことなどにより、総収益が減少したことに加え、府営水道に対する受水費の増加などにより総費用が増加したため、純利益は約1億1千万円の減少となりました。

資本的収支では、前年度に比べて、収入は約3千万円減少し、支出は大型事業を債務負担行為で発注したことから、支払いが翌々年度(令和6年度)となり、約1億2千万円減少しました。

下水道事業会計

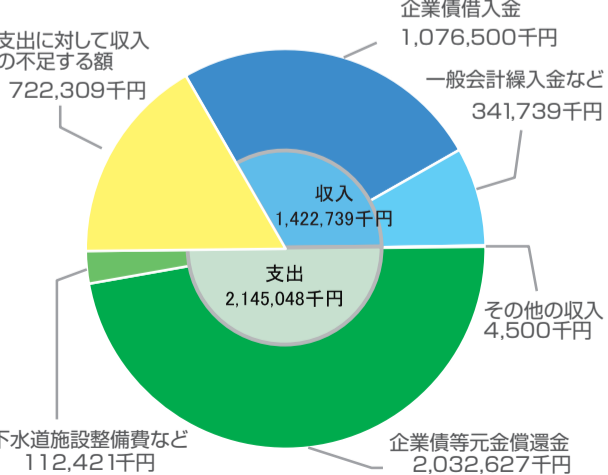
収益的収支

下水道事業の運営に要した経費と財源(税抜)



資本的収支

下水道施設の整備に要した経費と財源(税込)



前年度に比べて、下水道本管の除却が生じたことから、総費用が増加しましたが、前年度の下水道使用料改定の効果が通年に及んだことなどにより総収益が増加しました。この結果、前年度と比較して純利益が約

6千万円の増加となりました。資本的収支では、長期借入金を借り入れなかったことなどにより収入が減少し、支出は流域下水道建設負担金が減少したことなどから、約3千万円減少しました。



下水道を未接続の方は、お早めに接続をお願いします

